

(証券コード：8886)

平成29年8月10日

株 主 各 位

名古屋市中区栄四丁目5番3号

株式会社 **ウッドフレンズ**

代表取締役 前 田 和 彦

## 第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、平成29年8月28日（月曜日）午後6時までには到着するよう、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. 日 時 平成29年8月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区栄四丁目5番3号 KDX名古屋栄ビル2階  
株式会社ウッドフレンズ本社
3. 目的事項  
報告事項 第35期（平成28年6月1日から平成29年5月31日まで）事業報告および計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件  
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

#### 4. 招集に当たっての決定事項

以下の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.woodfriends.co.jp>) に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。

したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際して監査したものの一部であります。

- ・事業報告の「会計監査人に関する事項」および「業務の適正を確保するための体制」
- ・計算書類の「個別注記表」

以 上

---

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.woodfriends.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

◎本株主総会終了後に、出席いただきました株主様のうちご希望の方を対象に、当社の事業活動をより一層ご理解いただくため、子会社である株式会社フォレストノート岐阜工場の見学会を予定しております。

お手数ではございますが、参加をご希望の方は、同封の返信はがきにお名前をご記入の上、ご投函いただきますようお願い申し上げます。

ご見学いただく岐阜工場へは、当会場より車での移動となりますので、当社にて送迎いたします。所要時間は移動も含め4時間ほどを予定しております。

<株式会社フォレストノート岐阜工場 概要>

- ・平成23年10月 工場開設
- ・平成29年7月 新プレカット工場竣工
- ・住所：岐阜県養老郡養老町大坪15番地1

(添付書類)

## 事業報告

(平成28年6月1日から  
平成29年5月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当事業年度における愛知県の不動産業界は、名古屋圏の都市部を中心として商業地・住宅地ともに地価上昇が続いておりましたが、住宅地の上昇幅は縮小いたしました。新設住宅着工戸数は、前年同時期と比べて増加し、住宅ローンの低金利等に支えられた需要環境のもと、住宅市場の持ち直し基調は緩やかに続き、とくに戸建分譲住宅市場は堅調に推移いたしました。

このような状況下で、当社の主力事業である分譲住宅事業につきましては、木造住宅生産の工業化と規格化を目指し、建築資材の内製化や設計から施工までの一元管理に向けたシステム構築等の先行投資を進めてまいりました。これらの長年の施策がコスト削減、工期短縮ならびに品質安定等の効果を生み出し、結果として少しずつではありますが、商品差別性や価格競争力において優位に働きはじめ、業績に反映されてきました。

営業面におきましては、ITを取り入れた営業手法が効力を発揮し、完成から引渡しまでの期間が短縮され、商品の回転率が上がりました。また長期在庫が少ない適正な在庫数量で推移しました。

一方で、建築資材の製造を行う子会社の収益改善が進み、新工場の建設と新設備の投資を行うことで、独自性を高める「住宅主要部品の工業化」を一層進める段階に到達いたしました。また、都心回帰のトレンドを吸収すべく進めてまいりました都市事業におきましては、道半ばではありますが、木造技術を応用した木造集合住宅を2棟販売いたしました。

これらにより、当グループ全体の住宅販売戸数は729戸（前年比19.3%増／集合住宅2棟12戸を含む）となりました。

以上の結果、当事業年度の業績およびセグメント別業績につきましては、下記のとおりとなりました。

当事業年度の業績は、次のとおりであります。

	金額（百万円）	前期比
売上高	25,974	9.6%増
営業利益	721	27.1%増
経常利益	564	28.7%増
当期純利益	429	15.2%増

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

	売上高（百万円）	前期比
住宅事業	25,513	16.0%増
AM（アセットマネジメント）事業	141	38.1%減
都市事業	212	83.3%減
その他事業	106	49.4%減

（注）当社は、当事業年度より報告セグメントの区分を変更しております。なお、前期比較につきましては、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で記載しております。

- ① 住宅事業 戸建分譲住宅の開発・販売を主力事業としております。住宅売上棟数が増加したことにより、売上高が増加となりました。
- ② AM（アセットマネジメント）事業 公園施設の管理運営等を行っております。管理運営の一部を子会社に移行したことにより、売上高が減少となりました。
- ③ 都市事業 収益型不動産の開発等を行っております。当事業年度中に大型の収益型不動産売却が行われなかったことにより、売上高が減少となりました。
- ④ その他事業 不動産賃貸収入等上記以外の事業の売上高が含まれております。

(ご参考)

当グループの業績は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)	前期比
売上高	29,615	5.3%増
営業利益	1,048	57.7%増
経常利益	809	84.8%増
親会社株主に帰属する当期純利益	530	130.5%増

当グループのセグメント別の業績は、次のとおりであります。

	売上高 (百万円)	前期比
住宅事業	27,328	11.8%増
AM (アセットマネジメント) 事業	1,678	5.1%増
都市事業	463	30.8%減
その他事業	260	83.1%減

## (2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は542百万円で、その主なものは子会社である株式会社フォレストノート岐阜工場の新規用地取得および工場建屋の新設等であります。

## (3) 資金調達の状況

当事業年度の所要資金は、自己資金および借入金により充当した他、無担保普通社債の発行により、400百万円の資金調達を実施いたしました。

#### (4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

	第32期 平成25年6月1日～ 平成26年5月31日	第33期 平成26年6月1日～ 平成27年5月31日	第34期 平成27年6月1日～ 平成28年5月31日	第35期(当期) 平成28年6月1日～ 平成29年5月31日
売上高(百万円)	24,644	24,769	23,701	25,974
経常利益又は 経常損失(△)(百万円)	178	△343	438	564
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	△27	△450	373	429
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△18.64	△307.35	254.27	294.16
総資産(百万円)	22,690	15,021	15,364	16,753
純資産(百万円)	4,329	3,521	3,893	4,231

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

#### (ご参考) 直前3事業年度の財産および損益の状況(連結)

	第32期 平成25年6月1日～ 平成26年5月31日	第33期 平成26年6月1日～ 平成27年5月31日	第34期 平成27年6月1日～ 平成28年5月31日	第35期(当期) 平成28年6月1日～ 平成29年5月31日
売上高(百万円)	29,465	27,432	28,135	29,615
経常利益又は 経常損失(△)(百万円)	560	△150	438	809
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	185	△406	230	530
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	126.11	△276.82	157.07	363.41
総資産(百万円)	25,200	18,545	18,109	19,412
純資産(百万円)	4,968	4,576	4,847	5,328

(注) 1. 第34期より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。  
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

## (5) 対処すべき課題

東海地域の住宅市場の構造は、10年単位で見ると大きく変化しています。当社事業の主力エリアである愛知県は、人口流入と結婚数が維持され、特に分譲住宅市場では年間着工戸数が8,000戸から11,000戸に増加する中で、住宅需要の価格面においては二極化が進んでおり、一部の利便性の高いエリアの価格は一段と上昇する一方で、消費者が住宅に求める価格は低下傾向にあります。

2020年頃から住宅着工戸数は緩やかに減少していくことが統計的に予測され、市場が縮小する状況下で、当社はシェアの確保を最重要課題とし、成長拡大の論拠を明確にすべく準備と投資を以前より進めてまいりました。工業化に基づく合理的な工場生産・施工管理によるコスト削減と品質向上、環境に優しい国産材利用や耐震およびゼロエネルギー住宅の開発など、全方位で競争力アップに向けた具体的な対策を推し進め、量的生産による規模のメリットを最大限発揮できるポジションを確保していきたいと考えております。

一方で、木造技術を核にした新しい事業分野の開拓も、大規模木造の商業施設、生産施設など具体的に展開を予定しております。また、国内需要に依存した産業は人口減による影響を避けられません。当社においても、順次、海外に市場を求め事業展開していく予定であります。

これらの課題の対応と未来は、IT投資抜きには語れません。住宅販売、資材販売、不動産流通取引、新市場開発など、従来の常識と既成概念を超える商品の研究や、生産、販売のあり方の見直しに積極的なIT戦略を取り入れてまいります。

また、働き方改革においてもITを活用し、時間内での適正労働を前提に生産性を向上することで、高い付加価値とサービス価値を生み出す取り組みを推し進めてまいります。

株主様のご理解とご協力を得て、長期的視点で投資してまいりましたが、効果がようやく結果として見えてまいりました。心より感謝申し上げます。

今後、将来を見据えて、国内需要に依存した住宅事業以外、海外視点、モノ消費でない時間消費関連事業の立ち上げを計画し、具体的に事業化を進め、事業ポートフォリオの拡大と安定的成長をめざしてまいりますので、引き続きご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## (6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	当 社 の 議 決 権 比 率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
森林公園ゴルフ場運営 株 式 会 社	10	70.0	ゴルフ場施設の運営受託
株 式 会 社 リアルウッドマーケティング	10	100.0	不動産の仲介・損害保険代理店業
株式会社フジプロパティ	10	100.0	ビルメンテナンス・不動産の仲介 公園施設の管理運営
株式会社フォレストノート	20	100.0	建設資材の製造・販売 注文住宅の設計・施工 生活関連サービスの提供
株式会社izmデザイン	25	100.0	インターネットサイトの企画・運営 広告代理業

(注) 平成29年3月1日付で、当社の連結子会社である株式会社Design & Constructionを吸収合併しております。

## (7) 主要な事業内容 (平成29年5月31日現在)

事 業 区 分	主 要 な 内 容
住 宅 事 業	戸建分譲住宅の企画・設計・施工・販売
AM(アセットマネジメント)事業	指定管理業務による施設の運営受託
都 市 事 業	収益不動産の開発
そ の 他 事 業	不動産賃貸運営、上記以外の事業

## (8) 主要な事業所 (平成29年5月31日現在)

本社 名古屋市中区栄四丁目5番3号  
東京支店 東京都千代田区有楽町一丁目10番1号



(9) 使用人の状況 (平成29年5月31日現在)

①事業別使用人の状況

事業区分	使用人数
住宅事業	97名 (42名)
A M (アセットマネジメント) 事業	0名 (0名)
都市事業	3名 (0名)
その他の事業	0名 (0名)
全社 (共通)	26名 (3名)
合計	126名 (45名)

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
126名 (45名)	24名増 (4名増)	36.7歳	7.2年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、( ) 内は外数で、臨時使用人の年間平均雇用人員であります。
2. 臨時使用人は、派遣社員を除いております。
3. 全社 (共通) と記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属している者であります。

(10) 主要な借入先 (平成29年5月31日現在)

借入先	借入金額 (百万円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,239
株式会社りそな銀行	1,064
三井住友信託銀行株式会社	680
知多信用金庫	626
株式会社大垣共立銀行	573

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成29年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,480,000株  
(自己株式28,978株を含む)
- (3) 株主数 589名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
ベストフレンズ有限会社	616,200	42.4
株式会社東邦レオホールディングス	120,000	8.2
前 田 和 彦	44,200	3.0
前 田 扶 美 子	44,200	3.0
橋 俊 夫	44,100	3.0
松 岡 明	44,000	3.0
柴 田 芳	40,000	2.7
嶋 崎 弘 之	36,700	2.5
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	36,000	2.4
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	24,000	1.6
株 式 会 社 り そ な 銀 行	24,000	1.6
株 式 会 社 十 六 銀 行	24,000	1.6

- (注) 1. 当社は、自己株式を28,978株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式（28,978株）を控除して計算しております。

## (5) その他株式に関する重要な事項

### ①自己株式の取得

平成29年1月5日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類および数	普通株式 21,100株
取得価額の総額	44,123,600円
取得した期間	平成29年1月5日から平成29年4月17日

### ②自己株式の処分

平成29年4月28日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を処分いたしました。

処分した株式の種類および数	普通株式 5,000株
処分価額の総額	10,300,000円
処分した日	平成29年5月15日

③当事業年度末における自己株式数 普通株式 28,978株

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の状況（平成29年5月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	前田和彦	代表執行役員 森林公園ゴルフ場運営株式会社代表取締役
取締役	笹原利明	上席執行役員 住宅事業本部長兼エンジニアリング本部長
取締役	加藤猛雄	上席執行役員 建設資材事業本部長 株式会社フォレストノート代表取締役
取締役	伊藤嘉浩	執行役員 経理部長
取締役	吉田祥子	執行役員 新商品開発部長
取締役	川口一幸	川口一幸法律事務所所長(弁護士)
常勤監査役	松浦和雄	
監査役	阪野實	
監査役	大場康史	大場康史公認会計士事務所所長(公認会計士) CTS 監査法人統括代表社員(公認会計士)

- (注) 1. 取締役川口一幸氏は、社外取締役であります。
2. 監査役阪野實氏および大場康史氏は、社外監査役であります。
3. 当社では、取締役川口一幸氏および監査役阪野實氏ならびに大場康史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役大場康史氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社では、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、執行役員制度を導入しております。
6. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役および各監査役との間で責任限定契約を締結しております。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および各監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 (うち社外取締役)		監査役 (うち社外監査役)		計 (うち社外役員)	
人員(名)	金額(千円)	人員(名)	金額(千円)	人員(名)	金額(千円)
6 (1)	107,100 (3,900)	3 (2)	15,100 (4,050)	9 (3)	122,200 (7,950)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末の取締役の員数は6名、監査役の員数は3名であります。
3. 平成19年8月30日開催の第25回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額120,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査役の報酬限度額を年額24,000千円以内と決議いただいております。
4. 支給額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度に係る役員賞与引当金の繰入額28,000千円（取締役6名に対し24,500千円、監査役3名に対し3,500千円）。
  - ・当事業年度に係る役員退職慰労引当金の繰入額7,500千円（取締役5名に対し7,000千円、監査役1名に対し500千円）。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
「(1) 取締役および監査役の状況」に記載の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況および発言状況
取締役 川口 一幸	取締役会16回のすべてに出席しております。弁護士としての専門的知見および独立的・公平的な立場から、取締役会の場において助言・提言等必要な発言を行っております。
監査役 阪野 實	取締役会16回のすべてに、また監査役会15回のすべてに出席しております。これまでの長年の豊富な経験と幅広い見識および独立的・公平的な立場から取締役会、監査役会の場において助言・提言等必要な発言を行っております。
監査役 大場 康史	取締役会16回のすべてに、また監査役会15回のすべてに出席しております。公認会計士としての専門的知見および独立的・公平な立場から取締役会、監査役会の場において助言・提言等必要な発言を行っております。

# 貸借対照表

(平成29年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>15,564,691</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>9,558,876</b>
現金及び預金	3,332,510	工事未払金	1,789,304
完成工事未収入金	51,799	買掛金	23,280
売掛金	13,049	1年内償還予定社債	153,400
販売用不動産	4,726,661	短期借入金	5,474,100
仕掛販売用不動産	5,323,007	1年内返済予定長期借入金	1,317,168
商 品	2,870	未 払 金	224,806
未成工事支出金	1,307,783	未 払 費 用	51,731
原 材 料	28,434	未 払 法 人 税 等	103,112
前 渡 金	276,442	未 成 工 事 受 入 金	126,377
繰延税金資産	80,755	賞 与 引 当 金	102,517
関係会社短期貸付金	330,000	役 員 賞 与 引 当 金	32,000
そ の 他	91,376	完成工事補償引当金	142,922
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,188,764</b>	そ の 他	18,155
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>645,230</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,963,300</b>
建 物	71,077	社 債	309,600
構 築 物	9,357	長 期 借 入 金	1,849,679
工 具 器 具 備 品	12,479	受 入 保 証 金	662,043
土 地	269,000	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	138,100
そ の 他	283,315	そ の 他	3,877
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>107,807</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>12,522,176</b>
ソ フ ト ウ エ ア	106,673	<b>純 資 産 の 部</b>	
そ の 他	1,134	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,229,941</b>
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>435,726</b>	資 本 金	279,125
投 資 有 価 証 券	9,157	資 本 剰 余 金	280,619
関 係 会 社 株 式	52,000	資 本 準 備 金	269,495
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	204,000	そ の 他 資 本 剰 余 金	11,124
長 期 前 払 費 用	74,439	利 益 剰 余 金	3,725,765
そ の 他	96,130	利 益 準 備 金	69,781
<b>資 産 合 計</b>	<b>16,753,455</b>	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,655,984
		別 途 積 立 金	1,170,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,485,984
		自 己 株 式	△55,569
		<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>1,337</b>
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,337
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,231,279</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>16,753,455</b>

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成28年6月1日から  
平成29年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	25,974,557
売 上 原 価	22,775,792
売 上 総 利 益	3,198,765
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,477,337
営 業 利 益	721,427
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	24,832
そ の 他	61,429
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	184,890
そ の 他	58,374
経 常 利 益	564,424
特 別 利 益	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	14,530
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	1,008
税 引 前 当 期 純 利 益	577,946
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	113,330
法 人 税 等 調 整 額	34,810
当 期 純 利 益	429,805

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成28年6月1日から  
平成29年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	279,125	269,495	10,413	279,908	69,781	1,170,000	2,114,864	3,354,645
事 業 年 度 中 の 変 動 額								
当 期 純 利 益							429,805	429,805
剰 余 金 の 配 当							△58,684	△58,684
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 処 分			711	711				
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 ( 純 額 )								
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	711	711	—	—	371,121	371,121
当 期 末 残 高	279,125	269,495	11,124	280,619	69,781	1,170,000	2,485,984	3,725,765

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△21,033	3,892,644	782	782	3,893,427
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
当 期 純 利 益		429,805			429,805
剰 余 金 の 配 当		△58,684			△58,684
自 己 株 式 の 取 得	△44,123	△44,123			△44,123
自 己 株 式 の 処 分	9,588	10,300			10,300
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 ( 純 額 )			555	555	555
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△34,535	337,298	555	555	337,851
当 期 末 残 高	△55,569	4,229,941	1,337	1,337	4,231,279

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。



## 【会計監査人の監査報告】

### 独立監査人の監査報告書

平成29年7月21日

株式会社ウッドフレンズ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩田 国良 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田 昌紀 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条の2項第1号の規定に基づき、株式会社ウッドフレンズの平成28年6月1日から平成29年5月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 【監査役会の監査報告】

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年6月1日から平成29年5月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年7月24日

株式会社ウッドフレンズ 監査役会

常勤監査役	松	浦	和	雄	Ⓜ
社外監査役	阪	野		實	Ⓜ
社外監査役	大	場	康	史	Ⓜ

以上

(ご参考)

## 連結貸借対照表

(平成29年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>16,914,349</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>10,523,182</b>
現金及び預金	4,208,148	工事未払金	1,471,647
完成工事未収入金	5,556	買掛金	365,521
売掛金	344,241	1年内償還予定社債	153,400
販売用不動産	4,688,898	短期借入金	5,881,562
仕掛販売用不動産	5,323,007	1年内返済予定長期借入金	1,469,540
商品及び製品	203,810	リース債務	92,601
未成工事支出金	1,287,082	未払法人税等	148,146
仕掛品	97,846	賞与引当金	151,357
原材料	248,170	役員賞与引当金	32,000
繰延税金資産	95,611	完成工事補償引当金	142,922
その他	411,975	その他	614,482
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,498,225</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,561,122</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>2,061,929</b>	社債	309,600
建物及び構築物	689,874	長期借入金	2,289,116
機械装置及び運搬具	108,514	リース債務	144,666
土地	295,000	退職給付に係る負債	1,194
リース勘定	472,070	役員退職慰労引当金	138,100
リース資産	157,000	資産除去債務	16,102
建設仮勘定	304,732	その他	662,341
その他	34,737	<b>負 債 合 計</b>	<b>14,084,304</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>134,194</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>302,101</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>5,042,617</b>
投資有価証券	9,157	資本金	279,125
繰延税金資産	68,093	資本剰余金	280,619
その他	224,851	利益剰余金	4,538,442
<b>資 産 合 計</b>	<b>19,412,575</b>	自己株式	△55,569
		その他の包括利益累計額	1,337
		その他有価証券評価差額金	1,337
		<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>284,315</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>5,328,270</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>19,412,575</b>

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成28年6月1日から  
平成29年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	29,615,522
売 上 原 価	25,564,475
売 上 総 利 益	4,051,047
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,002,293
営 業 利 益	1,048,754
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	862
そ の 他	41,083
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	219,343
そ の 他	61,774
経 常 利 益	809,583
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	23
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	4,599
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	805,007
法 人 税 等 合 計	232,239
当 期 純 利 益	572,768
非支配株主に帰属する当期純利益	41,776
親会社株主に帰属する当期純利益	530,991

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成28年6月1日から)  
(平成29年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 余 金	本 金 余 額	利 益 余 額	益 金		
当 期 首 残 高	279,125		279,908		4,066,135	△21,033	4,604,134
連結会計年度中の変動額							
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				530,991			530,991
剰 余 金 の 配 当					△58,684		△58,684
自 己 株 式 の 取 得						△44,123	△44,123
自 己 株 式 の 処 分			711			9,588	10,300
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 ( 純 額 )							
連結会計年度中の変動額合計	-		711		472,306	△34,535	438,483
当 期 末 残 高	279,125		280,619		4,538,442	△55,569	5,042,617

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	782	782	242,538	4,847,455
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				530,991
剰 余 金 の 配 当				△58,684
自 己 株 式 の 取 得				△44,123
自 己 株 式 の 処 分				10,300
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 ( 純 額 )	555	555	41,776	42,331
連結会計年度中の変動額合計	555	555	41,776	480,814
当 期 末 残 高	1,337	1,337	284,315	5,328,270

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書については、参考情報として記載しているものであり、会計監査人の監査を受けておりません。

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 期末配当に関する事項

第35期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき、金90円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は130,591,980円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成29年8月30日といたしたいと存じます。



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 今後の業務範囲の拡大および事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条につきまして事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 企業の持続的成長と価値向上のためには、取締役会の監督機能、執行部による業務執行機能の役割の明確化と強化を図り、経営の意思決定を適正化・迅速化することが必須であります。コーポレート・ガバナンス体制の見直しを行った結果、当社は、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたします。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。
- なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります（下線は変更部分を示しております）。

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 [目的]	第1章 総則 [目的]
第2条 1. ～11. (条文省略) (新 設)  (新 設)  (新 設) (新 設)  (新 設)  (新 設)  (新 設)	第2条 1. ～11. (現行どおり) <u>12. 国内外における観光地の開発に関する事業</u>  <u>13. 国内外におけるホテル、旅館、その他の観光施設の企画、設計、施工、運営および経営指導</u>  <u>14. 旅行業法に基づく旅行業</u>  <u>15. インターネットを利用した各種情報提供サービス、ならびに宿泊施設、観光施設等の予約の代理、媒介または取次業務</u>  <u>16. 日本酒その他酒類の製造、販売</u>  <u>17. 清涼飲料その他の飲料の製造、販売</u>  <u>18. 健康、スポーツおよび余暇に関するサービスの企画、運営</u>
<u>12. 上記各号に付帯する一切の事業</u>	<u>19. 上記各号に付帯する一切の事業</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>[機関]</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p>	<p>[機関]</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> (削 除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p>
<p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p>	<p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>[員数]</p> <p>第19条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>[選任方法]</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>[員数]</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、7名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>[選任方法]</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>[任期]</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第22条～第23条 (条文省略)</p> <p>[取締役会の招集通知]</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>[任期]</p> <p>第21条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>[取締役会の招集通知]</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>[取締役会の決議方法]  第25条 (条文省略)  [議事録]  第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。  2. (条文省略)  [相談役]  第27条 (条文省略)  [報酬等]  第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。  第29条～第30条 (条文省略)</p>	<p>[取締役会の決議方法]  第25条 (現行どおり)  [議事録]  第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。  2. (現行どおり)  [相談役]  第27条 (現行どおり)  [報酬等]  第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>  第29条～第30条 (現行どおり)</p>
<p><u>第5章 監査役および監査役会</u>  <u>[員数]</u>  第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(削 除)  (削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>〔選任方法〕</u>  第32条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>〔任期〕</u>  第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>〔常勤の監査役〕</u>  第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>〔監査役会の招集通知〕</u>  第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>〔監査役会の決議の方法〕</u>  第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>〔議事録〕</u>  第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削 除)
<p><u>〔報酬等〕</u>  第38条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>〔監査役の実任免除〕</u>  第39条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議によって、法令が定める額を限度として、免除することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>〔監査役についての責任限定契約〕</u>  第40条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の行為に関する責任につき、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第41条～第46条 (条文省略)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>[監査等委員会の招集通知]</u></p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p><u>[監査等委員会の決議の方法]</u></p> <p>第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p><u>[議事録]</u></p> <p>第33条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第34条～第39条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附則</p> <p><u>[監査役の責任免除に関する経過措置]</u></p> <p>当社は、第35回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（6名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、業務執行と監督を分離し、迅速に経営の意思決定をが行えるよう3名減員し、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する株式の数
1	まえだ かずひこ 前田 和彦 (昭和21年1月8日)	昭和57年11月 当社設立、代表取締役 平成16年1月 株式会社ミルクリーク東海 (現 株式会社Design & Construction) 代表取締役 平成17年1月 森林公園ゴルフ場運営株式会社 代表取締役（現任） 平成21年1月 株式会社フォレストノート 代表取締役 平成23年6月 当社代表取締役代表執行役員（現任）  (重要な兼職の状況) 森林公園ゴルフ場運営株式会社 代表取締役	44,200株
2	いとう よしひろ 伊藤 嘉浩 (昭和39年4月16日)	平成17年4月 当社入社 平成17年8月 当社管理部次長 平成21年10月 当社不動産開発部長 平成23年6月 当社執行役員不動産開発部長 平成24年11月 当社執行役員 社長室長兼情報システム部長兼コンプライアンス部長 平成25年3月 株式会社izmデザイン 代表取締役 平成25年8月 当社取締役執行役員 経理部長兼情報システム部長 平成26年6月 当社取締役執行役員経理部長 平成29年7月 当社取締役執行役員経理部長兼人事総務部長兼子会社管理室長（現任）  (重要な兼職の状況) 該当事項なし	2,000株



候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する株式の社数
3	かわぐち かずゆき 川口 一幸 (昭和44年7月7日)	平成12年10月 司法試験合格 平成14年10月 大脇・鷺見合同法律事務所(現しるべ総合法律事務所)入所 平成20年12月 同所退所 平成21年1月 川口一幸法律事務所開所、所長(現任) 平成22年8月 当社社外監査役 平成27年8月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 川口一幸法律事務所所長(弁護士)	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 川口一幸氏は社外取締役候補者であります。
3. 同氏は社外取締役候補者とした理由は次のとおりであります。同氏は、弁護士としての専門的知見ならびに企業法務に関する豊富な経験から、当社取締役として当社の経営に適切な助言をいただくことで、経営体制がさらに強化できると判断しております。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. なお、同氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 同氏との責任限定契約の内容は以下のとおりであります。  
当社は川口一幸氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合には、同様の内容の契約を継続する予定であります。
6. 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、改めて同氏を独立役員として届け出る予定であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する株式の数
1	※ まつうら かずお 松浦 和雄 (昭和30年2月27日)	平成12年4月 当社入社、商品企画部長 平成13年6月 当社執行役員商品生産本部長兼商品設計部長 平成18年8月 当社取締役執行役員 名古屋都市事業部長 平成23年6月 当社取締役上席執行役員 エンジニアリング本部長 平成26年6月 当社取締役建築技術統轄フェロー 森林公園ゴルフ場運営株式会社 監査役(現任) 平成26年7月 株式会社フジプロパティ監査役 (現任) 平成26年8月 当社常勤監査役(現任) 株式会社Design & Construction 監査役 株式会社リアルウッドマーケティング監査役(現任) 株式会社フォレストノート監査役 (現任) 株式会社izmデザイン監査役(現任)  (重要な兼職の状況) 該当事項なし	6,000株
2	※ ばんの みおる 阪野 實 (昭和15年5月10日)	昭和34年4月 愛知県庁入庁 平成12年4月 同庁監査委員事務局長 平成13年4月 同庁退職 平成13年4月 財団法人愛知公園協会専務理事 平成15年4月 愛知県大府市公平委員会委員 平成17年1月 愛知県国際博推進局瀬戸愛知県館館長 平成18年6月 上飯田連絡船株式会社専務取締役 平成19年6月 同社専務取締役退任 平成22年8月 当社社外監査役(現任)  (重要な兼職の状況) 該当事項なし	-

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 株式の数
3	<p style="text-align: center;">※</p> <p style="text-align: center;">おおば やすし 大場 康史 (昭和39年5月26日)</p>	<p>昭和63年4月 監査法人伊東会計事務所入所</p> <p>平成7年3月 公認会計士登録</p> <p>平成13年1月 同法人は中央青山監査法人と合併</p> <p>平成18年6月 中央青山監査法人退職</p> <p>平成18年7月 あらた監査法人入社</p> <p>平成26年8月 同法人退職</p> <p>平成26年9月 大場康史公認会計士事務所開所 所長(現任)</p> <p>平成27年8月 当社社外監査役(現任)</p> <p>平成28年7月 C T S 監査法人統括代表社員(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>大場康史公認会計士事務所所長(公認会計士)</p> <p>C T S 監査法人統括代表社員(公認会計士)</p>	-

(※印は、新任の取締役候補者であります。)

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 阪野實氏、および大場康史氏は社外取締役候補者であります。
3. 阪野實氏を社外取締役候補者とした理由は次のとおりであります。同氏は、幅広く高度な見識と長年の豊富な経験を有していることから、取締役として当社の経営の監査に適切な助言をいただけると判断しております。
4. 大場康史氏を社外取締役候補者とした理由は次のとおりであります。同氏は過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、幅広く高度な見識と長年の豊富な経験を有していることから、取締役として当社の経営に適切な助言をいただくことで、経営体制がさらに強化できると判断しております。
5. 阪野實氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
6. 大場康史氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
7. 阪野實氏および大場康史氏との責任限定契約の内容は以下のとおりであります。  
当社は両氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合には、同様の内容の契約を継続する予定であります。
8. 当社は、阪野實氏および大場康史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合は、改めて両氏を独立役員として届け出る予定であります

**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社は、取締役の報酬等について、平成19年8月30日開催の第25回定時株主総会において、年額120,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬等の額および昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額150,000千円以内とさせていただきたいと存じます。各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は3名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30,000千円以内とさせていただきたいと存じます。各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといいたします。

以 上

<メ モ 欄>

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

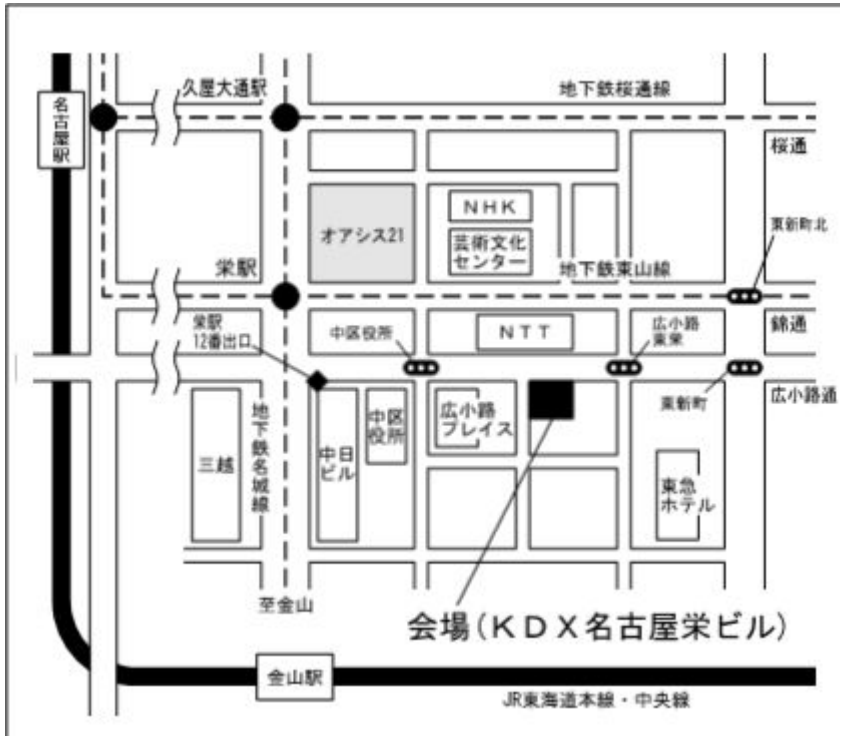
-----

<メ モ 欄>

-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----

## 株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市中区栄四丁目 5 番 3 号  
KDX名古屋栄ビル 2階 株式会社ウッドフレンズ本社  
TEL 052(249)3503(代)



◎地下鉄東山線・名城線「栄」駅下車、12番出口から東へ4分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は  
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。